

## 家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、飼料価格の高騰により経営が逼迫している畜産経営体の経営の安定維持を図るため、緊急的に、畜産経営体に対し、予算の範囲内において家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「配合飼料」とは、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2(1)に定める「配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）」が配合飼料の価格差補てん事業の対象とする飼料をいう。
- (2) この要綱において「飼料原料」とは、家畜に対し餌として給与するもののうち、配合飼料を除く、穀類、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料に該当すると判断できるものをいう（代用乳を除く）。
- (3) この要綱において「粗飼料」とは、牛に対し餌として給与するもののうち、乾草、稲わら、牧草等に該当すると判断できるものをいう。
- (4) この要綱において「畜産経営体」とは、静岡県内の農場で使用するために配合飼料又は飼料原料を購入する者をいう。
- (5) この要綱において「団体」とは、静岡県経済農業協同組合連合会、一般社団法人静岡県配合飼料価格安定基金協会、静岡県開拓農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会をいう。
- (6) この要綱において「配合飼料購入支援金（団体支援型）」とは、団体を通じて基金に加入している畜産経営体に対する支援金をいう。
- (7) この要綱において「配合飼料購入支援金（直接支援型）」とは、団体以外の組織を通じて基金に加入している畜産経営体に対する支援金をいう。
- (8) この要綱において「配合飼料購入支援金（個別支援型）」とは、令和5年度から基金に加入する畜産経営体に対する支援金をいう。
- (9) この要綱において「飼料原料等購入支援金」とは、飼料原料を購入している畜産経営体に対する支援金をいう。
- (10) この要綱において「粗飼料購入支援金」とは、粗飼料を購入している畜産経営体に対する支援金をいう。
- (11) この要綱において「補助金」とは、「令和4年度飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱（令和4年8月22日付け農畜第340号経済産業部長通知）」に定める補助金をいう。
- (12) この要綱において「飼養衛生管理改善計画」とは、「飼料価格高騰緊急対策事業費補助金取扱要領（令和4年6月3日付け農畜第183号経済産業部長通知）第2の3(2)及び「令

和4年度飼料価格高騰緊急対策事業費補助金取扱要領（令和4年8月22日付け農畜第341号経済産業部長通知）」第2の3(2)に定める計画をいう。

### 第3 交付対象者

交付対象となる畜産経営体は、(1)及び(2)に該当するとともに、次表に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める畜産経営体の要件を満たす者とする。

- (1) 令和5年度以降も畜産経営を継続する者であり、令和5年2月1日時点の飼養頭羽数が支援金の交付対象数量に見合ったものであること
- (2) 暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと

区 分	畜産経営体の要件
配合飼料購入支援金 (団体支援型)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度に団体を通じて補助金が交付された又は交付されることが確実な者であること。</li> <li>2 令和5年度に基金に加入すること。</li> <li>3 既に作成済みの飼養衛生管理改善計画に引き続き取り組むこと。</li> </ol>
配合飼料購入支援金 (直接支援型)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度に団体以外の組織を通じて補助金が交付された又は交付されることが確実な者であること。</li> <li>2 令和5年度に基金に加入すること。</li> <li>3 既に作成済みの飼養衛生管理改善計画に引き続き取り組むこと。</li> </ol>
配合飼料購入支援金 (個別支援型)	<p style="text-align: center;">(補助金の申請実績のある者)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度に県から直接、補助金が交付された又は交付されることが確実な者であること。</li> <li>2 令和5年度に基金に加入すること。</li> <li>3 既に作成済みの飼養衛生管理改善計画に引き続き取り組むこと。</li> </ol> <p style="text-align: center;">(補助金の申請実績のない者)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請時点の飼養頭羽数が基金の加入条件以上であること。</li> <li>2 令和4年度第1四半期又は令和4年度第2四半期に購入した配合飼料と飼料原料の合計が1t以上であること。ただし、令和4年10月以降、新規で経営を始めた畜産経営体は、令和4年10月から12月までに購入した配合飼料と飼料原料の合計が1t以上の場合又は、1ヶ月換算した数量を3倍（四半期換算）した数量が1t以上の場合は対象とする。</li> <li>3 令和5年度に基金に加入すること。</li> <li>4 別に定める飼養衛生管理改善計画を作成し、これに取り組むこと。</li> </ol>

飼料原料等 購入支援金	(補助金の申請実績のある者) 1 令和4年度に県から直接、補助金が交付された又は交付される ことが確実な者であること。 2 既に作成済みの飼養衛生管理改善計画に引き続き取り組むこと。
	(補助金の申請実績のない者) 1 申請時点の飼養頭羽数が基金の加入条件以上であること。 2 令和4年度第1四半期又は令和4年度第2四半期に購入した配合 飼料が1t未満であり、かつ、各四半期に購入した配合飼料と飼料 原料の合計が1t以上であること。ただし、令和4年10月以降、新 規で経営を始めた畜産経営体は、令和4年10月から12月までに購入 した配合飼料と飼料原料の合計が1t以上の場合又は、1ヶ月換算 した数量を3倍(四半期換算)した数量が1t以上の場合は対象と する。 なお、各四半期に購入した配合飼料が1t以上であっても、令和 4年度に基金に加入している場合で、かつ、飼料原料が配合飼料 より多い場合は、本支援金の対象となることができるとする。 その場合、飼料原料のみを交付対象とする。 3 別に定める飼養衛生管理改善計画を作成し、これに取り組む こと。
粗飼料購入支援金	1 配合飼料購入支援金又は飼料原料等購入支援金を交付される畜産 経営体であること。 2 主たる飼養動物が牛であること。

#### 第4 交付対象数量

##### (1) 配合飼料購入支援金(団体支援型及び直接支援型)

令和4年度第3及び第4四半期の基金の契約数量(トン)の計に、令和4年度第1及び第2四半期の補助金の対象となった数量(トン)の計を同期間の基金の契約数量(トン)の計で除した比率を乗じた数量(小数第4位以下切り捨て)とする。

(令和4年度第3、4四半  
期の基金契約数量の計)

×

$\frac{\text{(令和4年度第1、2四半期の補助金の対象数量合計)}}{\text{(令和4年度第1、2四半期の基金契約数量合計)}}$

##### (2) 配合飼料購入支援金(個別支援型)及び飼料原料等購入支援金

ア 令和4年度第1及び第2四半期に補助金の申請実績がある者

令和4年度第1及び第2四半期の補助金の交付対象数量(トン)の合計とする。

イ 令和4年度第2四半期のみ補助金の申請実績がある者

令和4年度第2四半期の補助金の交付対象数量(トン)の2倍とする。

ウ 令和4年度第1四半期のみ補助金の申請実績がある者

令和4年度第1四半期の補助金の交付対象数量(トン)の2倍又は令和4年10月から12月に購入した対象飼料の合計数量を同期間内の飼育月\*数で除した1ヶ月当たりの飼料購入量に、

令和4年10月から令和5年3月までの飼育月<sup>※</sup>数を乗じた数量（トン、小数第4位以下切り捨て）のいずれか少ない方とする。

エ 補助金の申請実績のない者及び令和4年10月以降新規で経営を始めた畜産経営体

令和4年10月から12月に購入した対象飼料の合計数量を同期間内の飼育月<sup>※</sup>数で除した1ヶ月あたりの飼料購入量に、令和4年10月から令和5年3月までの飼育月<sup>※</sup>数を乗じた数量（トン、小数第4位以下切り捨て）とする（ただし、配合飼料購入支援金（個別支援型）の場合、令和5年度第1四半期の基金の契約予定数量を3で除した数量に飼育月<sup>※</sup>数を乗じた数量（トン）のいずれか少ない方とする）。

※飼育月とは、飼料を購入した実績がある月のことをいう（ただし、令和5年2月から3月は購入予定月とする）。

$\frac{\text{（令和4年10月から12月までに購入した合計数量）}}{\text{（令和4年10月から12月までの飼育月※数）}}$	×	$\text{（令和4年10月から令和5年3月までの飼育月※数）}$
--	---	------------------------------------

(3) 粗飼料購入支援金

(1)又は(2)の数量とする。

第5 支援単価

(1) 配合飼料購入支援金

交付対象数量1トン当たり9,200円とする。

(2) 飼料原料等購入支援金

以下により算定した金額に0.1631を乗じた額（1円未満切り捨て、9,200円を上限）とする。

ア 第4の(2)のAに該当する者

令和4年度第1及び第2四半期の1トン当たり飼料購入費の平均

イ 第4の(2)のイに該当する者

令和4年度第2四半期の1トン当たり飼料購入費

ウ 第4の(2)のウに該当する者

交付対象数量を算出した期間の1トン当たり飼料購入費

エ 第4の(2)のエに該当する者

令和4年10月から12月までに購入した配合飼料と飼料原料の1トン当たり飼料購入費

(3) 粗飼料購入支援金

(1)又は(2)の支援金を交付される畜産経営体のうち、主たる飼養動物が牛の場合、用途に応じ、以下の金額を支援単価に上乘せする。

乳用牛の場合 交付対象数量1トン当たり 4,000円

肉用牛の場合 交付対象数量1トン当たり 700円

第6 支援金額

交付対象数量に支援単価を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

## 第7 交付の申請

### (1) 提出書類

#### ア 配合飼料購入支援金（団体支援型）

- ① 交付申請書兼請求書（様式第1-1号）
- ② その他知事が必要と認める書類

#### イ 配合飼料購入支援金（直接支援型、個別支援型）及び飼料原料等購入支援金

- ① 交付申請書兼請求書（様式第1-2号）
- ② その他知事が必要と認める書類

### (2) 提出期限

別に定める日まで

### (3) 提出先

配合飼料購入支援金（団体支援型）については、知事が支援金の交付事務を委託する、当該畜産経営体が基金に加入している団体、配合飼料購入支援金（直接支援型、個別支援型）及び飼料原料等購入支援金については、知事に提出するものとする。

## 第8 交付の決定及び確定等

- (1) 知事は、第7に規定する申請書類の提出があったときは、内容審査を行い、適当と認めるときは、支援金の交付決定及び確定を行い、その金額を交付する。
- (2) (1)の規定による支援金の交付決定及び額の確定通知は、様式第2号により行うものとする。

## 第9 支援金の返還

知事は、支援金の交付を受けた者が交付申請時に誓約した事項が事実と異なることが判明したときは、支援金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

## 第10 加算金及び延滞金

- (1) 第9の規定により支援金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第9の規定により支援金の返還を命じられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- (3) 第9の規定により支援金の返還を命じられた者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (4) 知事は、(1)又は(3)の規定による加算金又は延滞金の納付について、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

## 第11 帳簿及び証拠書類の保存

- (1) 申請者は、第7に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。
- (2) 申請者は、(1)の帳簿及び証拠書類を、交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

## 第12 検査及び報告

知事は、本事業の適正な実施のため、必要な検査を行い、報告を求め、又は必要な指示をすることができ、申請者は、これに応じなければならないものとする。

## 第13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年1月17日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、申請を受け付けた全ての畜産経営者（主たる飼養動物が牛を飼養する者に限る）に対し、遡って再計算を行った金額を適用する。

様式第 1 - 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

静岡県知事 様

所在地

名 称

代表者

家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金の交付を受けたいので、申請及び請求します。

交付申請額 円（交付対象数量 トン）

【誓約事項】

私（当社、当団体）は、「家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）」の申請に当たり、以下のことを誓約します（誓約する場合にチェックを入れること）。

- 私（当社、当団体）は、令和 5 年度以降も畜産経営を継続します。
- 私（当社、当団体）は、事前に作成した「飼養衛生管理改善計画」に継続して取り組みます。
- 申請書の内容に不正があった場合は、支援金の申請を取り下げます。  
また、支援金の受領後に不正が発覚した場合は、支援金を返還します。
- 本支援金の交付に係る提出書類、帳簿及び証拠書類等を紙又は電磁記録により支援金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管します。
- 以下のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しません。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）  
第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）
  - (2) 代表者が暴力団員等（暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (3) 暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
- 私（当社、当団体）は、本支援金の振込口座を令和 4 年度飼料価格高騰緊急対策事業費補助金の振込口座と同一とします。
- 私（当社、当団体）は、令和 5 年度に配合飼料価格安定基金に加入します。
- 私（当社、当団体）が加入している配合飼料価格安定基金団体が把握する、私（当社、当団体）の令和 4 年度及び令和 5 年度の配合飼料価格安定基金の契約等の情報を、本支援金の申請等に使用することを承諾します。

様式第1-2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書（ ）

年 月 日

静岡県知事 様

所在地

名 称

代表者

家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金の交付を受けたいので、申請及び請求します。

1 交付申請額 円（交付対象数量 トン）

2 振込先口座 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人（カナ）

【誓約事項】

私（当社、当団体）は、「家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）」の申請に当たり、以下のことを誓約します（誓約する場合にチェックを入れること）。

- 私（当社、当団体）は、令和5年度以降も畜産経営を継続します。
- 私（当社、当団体）は、（事前に作成した）「飼養衛生管理改善計画」に（継続して）取り組みます。
- 申請書の内容に不正があった場合は、支援金の申請を取り下げます。  
また、支援金の受領後に不正が発覚した場合は、支援金を返還します。
- 本支援金の交付に係る提出書類、帳簿及び証拠書類等を紙又は電磁記録により支援金の交付を受けた年度終了後5年間保管します。
- 以下のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しません。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）
- (2) 代表者が暴力団員等（暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- (3) 暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
- 私（当社、当団体）は、令和5年度に配合飼料価格安定基金に加入します。
- 私（当社、当団体）が加入する配合飼料価格安定基金団体が把握する、私（当社、当団体）の令和4年度及び令和5年度の配合飼料価格安定基金の契約等の情報を、本支援金の申請等に使用することを承諾します。

（注）1 （ ）内に支援金の区分を記入すること。

2 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名



様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金交付決定通知兼確定通知書

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名

年 月 日付けで申請があった家畜用飼料価格高騰対策緊急支援金の  
交付については、次のとおり決定及び確定したので通知します。

交付決定（確定）額 円